

指定区域における建築可能な用途（乙限地区）

.....建てられる建築物

法令		用途				
第1号	建築基準法別表第2（い）	第1号		住宅（一戸建ての専用住宅）		
		第2号	令第130条の3	兼用住宅	事務所	左記の用途部分の床面積が50㎡以下かつ延床面積の1/2未満
				店舗（日用品販売）、食堂、喫茶店		
				理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋など		
				洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器器具店など（原動機0.75w以下）		
				パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋など（原動機0.75w以下）		
				学習塾、華道教室、囲碁教室など		
				アトリエなど		
		第3号		共同住宅、寄宿舎または下宿		
		第4号		幼稚園、小学校、中学校、高等学校、図書館など		
第5号		神社、寺院、教会など				
第6号		老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームなど				
第7号		公衆浴場				
第8号		診療所				
第9号		巡査派出所、郵便局、支庁、支所、老人福祉センター、児童更生施設など				
第2号	令第130条の5の2	第1号	店舗（日用品販売）、食堂、喫茶店	用途部分150㎡以下 （延床面積）	2階以下	
		第2号	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋など			
		第3号	洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器器具店など（原動機0.75w以下）	用途部分50㎡以下 （延床面積）		
		第4号	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋など（原動機0.75w以下）			
		第5号	学習塾、華道教室、囲碁教室など	用途部分150㎡以下 （延床面積）		
第3号		前各号の建築物に付属するもの。建築物付属自動車車庫（1階以下、600㎡以下）				